

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の総人口の推移は、昭和22年以降は順調な増加傾向となっていたが、平成7年の13,270人をピークに減少へ転じ、平成27年の統計人口で11,232人となっている。さらに15歳未満の人口の減少傾向が続いている一方で、65歳以上の人口が年々増加傾向となっており、少子高齢化が着実に進行していることがうかがわれる。

本町内の産業は、第一次産業 1.0%、第二次産業 22.7%、第三次産業 76.3%（平成22年国勢調査）となっており、第一次・第二次産業における就業者数の減少は著しく、第三次産業の占める割合が年々高まっている状況である。

本町内事業者の大多数は中小企業であり、現在高齢化や後継者不足に伴う農業従事者及び中小企業事業者の減少が続いており、今後深刻化することが見込まれる。

(2) 目標

本町では「生産性向上特別措置法」に則り、次項で掲げる先端設備導入に取り組む事業者からの先端設備等導入計画の認定に努め、固定資産税の減免を行うことで、本町内事業者の生産性向上及び成長に寄与し、もって町内産業の発展・活性化を促すものである。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

松田町の産業は多岐に渡り、多様な業種が松田町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本町域内産業は広域であるため、本町内の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本町域内産業は多岐に渡り、対象事業を限定することは望ましくないため、町内全域の業種・事業のすべてを対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

次のとおり掲げる事項について該当する場合は、「先端設備等導入計画」の認定の対象とはならない。

- ・先端設備導入に当たって、人員削減を目的とした取り組みであると認められる場合
- ・事業者が町税を滞納している場合
- ・公序良俗に反する取り組み、又は反社会的勢力との関係が認められる場合